

広島県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十五年五月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

津之郷山守線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
<p>福山市駅家町大字今岡六一六番地先から 福山市駅家町大字上山守二〇七番一地先県道 川南近田線交差点まで</p>	旧	二・一〇〇 四八・五〇〇 二〇・五〇〇 一三九・〇〇	三、五八九・ 五〇 一、九一七・ 〇〇	ダブルウェイ
<p>福山市駅家町大字今岡六一六番地先から 福山市駅家町大字上山守二〇七番一地先県道 川南近田線交差点まで</p>	新	二・一〇〇 四八・五〇〇 二〇・五〇〇 一三九・〇〇	三、五八九・ 五〇 二、四三六・ 五〇	ダブルウェイ 延伸
<p>福山市駅家町大字近田四一九番一地先国道四 八六号交差点まで</p>				